

定款

# 公益財団法人 穴見保雄財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人穴見保雄財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国家安全保障の観点から、自衛隊員、自衛隊への援護事業に対する助成並びにサイバー空間、宇宙空間、災害の分野における安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に対する助成を通じ、防衛基盤の育成強化に貢献し、もって我が国の平和と安全の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊員の募集、再就職など自衛隊員に関連する援護事業及び自衛隊に対する各種協力事業を行う団体等の当該事業に対する助成
  - (2) サイバー空間の安全活用、脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に対する助成
  - (3) 宇宙空間の安全活用、脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に対する助成
  - (4) 災害に関連する脅威対応などの安全保障に関する諸問題についての調査研究及び普及啓発に対する助成
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国にて行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに設立に際して拠出する財産及びその価額)

第5条 この法人の設立者の氏名及び住所並びに設立者がこの法人の設立に際して拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 大分県大分市中島中央一丁目4番41号

穴見保雄

拠出財産及びその価額 金300万円

(基本財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とし、その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員は、評議員のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が評議員総数のうちに占める割合は3分の1以下でなければならない。

イ 当該親族関係を有する評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ニ 当該親族関係を有する評議員及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（①において「会社役員」という。）又は使用人である者
  - ① 当該親族関係を有する評議員が会社役員となっている他の法人
  - ② 当該親族関係を有する評議員及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
- 4 評議員は、この法人の理事、監事、又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、評議員の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。
- 2 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事に対する報酬等の総額及び支給の基準
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
  - (9) 残余財産の処分
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第18条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項等法令で定める事項を記載した書面をもって又は評議員の承諾を得て電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
    - (3) 定款の変更
    - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
    - (6) 残余財産の処分
    - (7) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

- 第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印を行うものとする。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の理事は、理事のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が理事総数のうちに占める割合は3分の1以下でなければならない。

イ 当該親族関係を有する理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する理事の使用人及び使用人以外の者で当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する理事及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員(①において「会社役員」という。)又は使用人である者

① 当該親族関係を有する理事が会社役員となっている他の法人

② 当該親族関係を有する理事及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

- 4 第2項から第3項の規定は、監事について準用する。
- 5 監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有するものであってはならない。
- 6 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 理事長は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもっての決議により行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。



(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。ただし、理事又は監事の地位にあることのみに基づいて報酬を支給することはできない。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (5) 第9条第1項に掲げる書類の承認
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 各種規則の変更
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 事業の一部の譲渡
- (11) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第36条 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第 38 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項についての理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
  - (2) 第9条第1項に掲げる書類の承認
  - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (5) 各種規則の変更
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) 事業の一部の譲渡
- 3 この法人が贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）により取得した財産が贈与等をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって承認しなければならない。

(決議の省略)

- 第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更、合併等、解散及び清算

(定款の変更)

- 第 42 条 この定款は、評議員会において、評議員の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもっての決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

- 第 43 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもっての決議を経て、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡をすることができる。

(公益認定の取崩し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益社団法人、公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に帰属させるものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附則

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事)

第 48 条 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決定をもって別途選任する。

(最初の事業年度)

第 49 条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(定款の施行)

第 50 条 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条の規定による変更の認定を受けた日から施行する。